

心身障害児(者)緊急一時保護事業 利用のご案内



社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会

〒201-0013

狛江市元和泉2-35-1 あいとぴあセンター内

TEL 03-3488-0294 FAX 03-3430-9779

令和5年9月改訂版

心身障害児（者）緊急一時保護事業とは

在宅の心身障がい児（者）を介護している保護者が、病気や出産、事故、または冠婚葬祭などにより家庭で介護を行うことができない場合に、介護人や団体等が保護者に代わって、保護を行う事業です。

1 この制度を利用できる方

狛江市内に在住し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」の第4条第1項及び第2項に規定する者（知的障害(児)者、身体障害(児)者、精神障害(児)者、発達障害(児)者、難病患者）

2 保護者がこんな時に利用できます

- 保護者や家族が病気
- 関係機関へ相談に行く
- 病院で診察を受ける
- 行事、講演会等に参加する など

※ただし、次のような場合は利用できません

営業活動・政治活動・宗教活動、通勤・通学等恒常的な目的での利用

3 このような制度です

○利用時間・回数

障がい児（者）一人に対して、月 20 時間まで利用できます。利用回数の制限はありません。

※介護者が二人ついた場合には、利用できる時間が10時間となります。

○利用料

無 料

※介護をした介護人・団体に対しては、1時間につき1,000円の活動謝礼を狛江市社会福祉協議会が支払います。

○派遣時間

原則 午前9時 ～ 午後7時

登録団体による保護の場合は、その開所時間となります。

○介護人

利用される方が各自、本事業の介護人登録要件を満たす方(P 3)を見つけ、または登録団体に依頼してください。※介護人の紹介は行っておりません。

※利用者の3親等以内の方は介護人になることができません。

○介護場所

登録介護人・・・利用者宅または介護人宅

登録団体・・・団体の施設

※ 原則、外出活動はできませんので、ご注意ください。

緊急一時保護の利用のながれ

1 まずは登録 ※詳細はP 3をご覧ください

○利用者

「緊急一時保護利用登録申請書（第1号様式）」を狛江市社会福祉協議会に提出するとともに、障がい等を証明する手帳等を提示します。

○介護人

「緊急一時保護介護人登録申請書（第3号様式）」を狛江市社会福祉協議会に提出します。



2 保護を利用する前に申請書を提出

利用する前に「緊急一時保護利用申請書（第6号様式）」を狛江市社会福祉協議会に提出します。

※登録介護人・団体への依頼は、利用する方が各自行ってください。

※緊急時等で事前に申請書の提出が難しい場合は、その旨を事前に電話等でご連絡ください。



3 利用当日

登録介護人・団体が、利用者宅・介護人宅・団体施設のいずれかの場所で保護を行います。



4 利用後

登録介護人・団体は「緊急一時保護実施報告書（第5号様式）」を狛江市社会福祉協議会に提出します。当月実施分を翌月5日までに提出してください。

※5日が土日祝日の場合は、前営業日まで



5 活動謝礼の支払い

狛江市社会福祉協議会から登録介護人・団体に活動謝礼を支払います。

（原則、月末締め当月分翌月24日払い ※当日が土日祝日の場合は、前営業日）

活動謝礼 1時間 1,000円（介護人へは所得税を源泉徴収後、振込みます。）

※各申請書・報告書等の様式は狛江市社会福祉協議会で配布しています。
狛江市社会福祉協議会のホームページからもダウンロードできます。

利用登録について

本事業を利用したい方は、「緊急一時保護利用登録申請書（第1号様式）」を狛江市社会福祉協議会に提出し、利用登録をしてください。障がい等を証明する手帳等の提示が必要です。

※狛江市社会福祉協議会会長が不相当と認めた場合は、登録を取り消す場合があります。

介護人登録について

本事業で介護を行う方は、「緊急一時保護介護人登録申請書（第3号様式）」を狛江市社会福祉協議会に提出し、介護人として登録してください。

介護人登録ができる方は、次のいずれかの資格又は経験がある方に限られます。

- ・保健師 ・看護師 ・保育士 ・介護福祉士 ・ホームヘルパー
- ・障がい者の介護経験あり

※他人介護を原則としていますので、利用者の3親等以内の方は介護人にはなれません。

※狛江市社会福祉協議会会長が不相当と認めた場合は、登録を取り消す場合があります。

※謝金の支払に伴い、マイナンバーをご提出いただく必要があります。（詳細は、登録後に文書でお知らせします。）

登録団体について

本事業の登録団体は次の4施設です。（令和元年12月現在）

保護の依頼は直接施設へお問い合わせください。

- ① ハッピーライフフォーエバー はっぴいハウス
- ② 福祉ネット「ナナの家」
- ③ ひかり作業所
- ④ 狛江たすけあいワーカーズ なかよし
- ⑤ こまえ工房

活動にあたって

- 1 本事業は保険に加入しています。活動中、利用者や介護人がケガ等をした場合は、すみやかに狛江市社会福祉協議会までご連絡ください。
- 2 活動上、知り得た個人情報やプライバシーは他人に漏らしてはいけません。
- 3 本事業の利用又は介護人としての活動の必要がなくなった場合や住所が変わる等した場合には、すみやかに狛江市社会福祉協議会までご連絡ください。